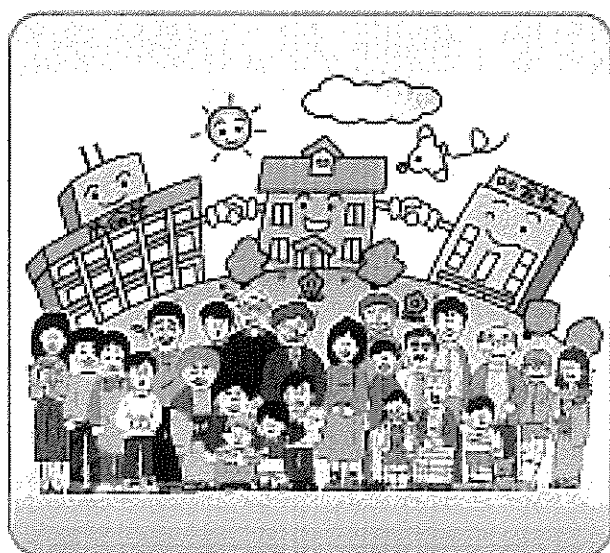


平成27年度

第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 平成27年7月28日(火) 午後6時30分～

場 所 安平町町民センター

1 開 会

2 委員長挨拶 安平町町民自治推進委員会 委員長 竹内 亨

3 議 事

(1) 報 告： 町民参画の実施状況等について (資料1)
対象期間：平成27年3月1日～平成27年6月30日

(2) 研究協議： 安平町まちづくり基本条例を読み解く

①基調説明…「自治」と「情報共有」の観点から (資料2)

②事例研究…追分地区水道施設整備事業(案)における町民参画手続について
(グループワーク)

- ・資料3 … 事例研究題材の概要
- ・資料4 … 広報紙 特集「安平町の水道を知ろう」
- ・資料5 … パブリックコメント 町ホームページ掲載資料

4 その他

(1) 今後予想される町民参画手続が必要な案件

①(仮称)安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(計画策定)

②第2次安平町総合計画の策定(計画策定)

(2) 次回の会議について …… 9月議会後(予定)

5 閉 会

対象期間：平成27年3月1日～平成27年6月30日

1. 町民参画手続の実施状況について

(1) パブリックコメント

No.	名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町水道整備概要(案) 【水道課】	簡易水道事業から上水道事業への転換に係る整備計画概要	平成27年6月8日 ～平成27年6月30日	HP 広報紙	町内	0件	HP	

(2) アンケート調査

No.	名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1								

(3) モニター制度

No.	名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	実施方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町広報モニター 【総務課】	広報に関する意見や提言などを 広報、紙面の改善や親しみやす い内容の提供を図る	平成27年6月15日の1回	年3～4回の 会議、意見 は随時受付	町内公募委 員12名以内 (H27:5名)	0件	広報紙	

(4) 町民説明会

No.	名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	重要施策に係る各種団体説明 【企画財政課ほか】	重要施策の概要説明と説明会 への出席依頼	平成27年4月3日～5月 29日の計26回	文書による 団体への 希望調査	町内団体 のうち希 望した団 体	26団体	広報紙	
2	重要施策に係る町民説明会(1) 【企画財政課ほか】	道の駅・鉄道資料館の建設計画 等の重要施策に係る説明会	平成27年5月10日～20 日の計10回	HP、広報 紙、自治会 等案内	町内	208人	広報紙	
3	重要施策に係る町民説明会(2) 【企画財政課ほか】	説明会(1)での意見等を踏まえて の第2回説明会	平成27年6月12日、6月 15日の計2回	HP、広報 紙	町内	75人	広報紙	

(5) ワークショップ

No.	名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	名称及び担当課	審議会等の名称及び委員数	開催日	審議内容等	結果の公表状況
2	H27～H29年度第4期安平町しよ うがい福祉計画の策定 【健康福祉課】	障害者総合支援法に基づき、 しよがい者が自立した生活を営 むことができるよう、必要なサ 비스等を提供するための実施計 画	該当(計画策定)	条例附則2に基づき対象外(条例施行前から策定作業を進めており実施が困 難)。なお、策定に当たっては、任意の方法(身体障害者福祉協会及び手を つなぐ育成会への意見聴取)により、町民意見の反映を行った。以後の計画 更新時は、条例に基づき、広範な情報公開・意見反映の手続を検討したい。	

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	条例第6条第1項の該当 (町民参画の判断基準)	実施しなかった理由(条例第6条第2項による省略)等
1	道営農地整備事業(畑地帯担い手育成型)追分地区の実施について【農林課】	追分旭・向陽・美園地区に農業用施設(畑地かんがい施設、排水路等)整備事業	非該当	町民参画手続の実施要件には非該当であるため、実施義務はないが、内容の重要性から見ても、事業主体が北海道であり、北海道によりアカウンタビリティ(情報公開)を実施していることから、改めて町独自による町民参画手続は実施しないこととした。
2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(案)【農林課】	日本型直接支払制度の法制化に伴い、道が定める基本方針に即して、多面的機能の発揮を促進するため町が定める計画	該当(計画策定)	3号(法令基準) 道が定める基本方針に即して策定すべきもの。
3	安平町地域材利用推進方針(案)【農林課】	北海道地域材利用推進方針に則し、地域材の公共建築物等への利用の促進に関する事項等を定めるもの	該当(計画策定)	3号(法令基準) 北海道材の需要拡大は、道内市町村が一体となって取り組むことが必要であり、公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して定めるものであることから、町民参画手続は実施しないこととした。

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

2. 町民政策提案制度の実施状況について

対象期間：平成27年3月1日～平成27年6月30日

(1) 町民自主的提案型 協働のまちづくり政策 (町民が自ら政策を提案)

No.	提案名称及び担当課	提案受付日	提案者	提案概要	結果の公表状況等

(2) 町政課題解決型 協働のまちづくり政策 (町の求めに応じて町民が提案)

No.	募集名称及び担当課	募集の概要及び募集期間	提案者	提案概要	結果の公表状況等

(資料 2) 安平町まちづくり基本条例 Q & A

Q 1 まちづくり基本条例とは、何のための条例ですか？

この条例は、安平町における自治の基本ルールを定めるとともに、町民・議会・町の役割を明らかにしています。他自治体では「自治基本条例」という名称にしているところもあります。

Q 2 なぜ、条例をつくる必要があったのですか？

理由の一つは、地方分権の進展です。平成 12 年以降、市町村の位置づけは、国や道と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。

二つ目は、社会環境の大きな変化です。少子化や過疎化、地域コミュニティの衰退などによる暮らしの課題が生じ、これまでの行政を主体としてきた解決の仕組みでは不十分であり、限界があります。

そこで、安平町が輝き続けるための新たな枠組みが「協働のまちづくり」です。

これら大きな二つの変革を背景に、あらためて自治の理念について明らかにするとともに、町民の皆さんと行政等がどのように安平町の自治を進めていくのかを定めようとしたのです。

Q 3 この条例によって、まちづくりの何が変わりますか？

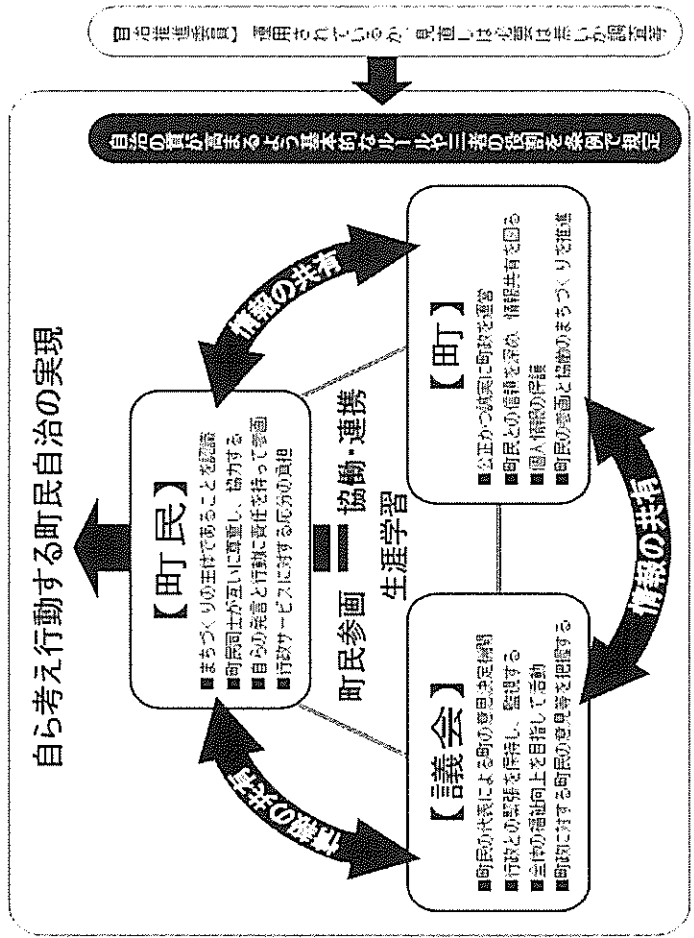
条例が施行されたことで劇的に私たちの生活が変わるものではありませんが、歳月をかけて行政主導型から協働型のまちづくりへの転換を着実に図っていく中で、まちづくりへの参画を通じ、それを実感していただくことができると思います。

Q 4 議会との関係はどうなりますか？

地方自治はあくまでも町長、町議会議員を住民の代表とする間接民主主義が原則です。従って、町民の参画によって行政の責任が軽減されるものではありませんし、町民を代表する議会の活動が住民自治の実現の大きな柱であることは言うまでもありません。

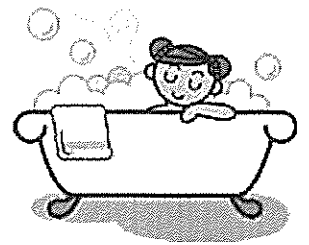
まちづくり基本条例は、こうした基本的な住民自治の制度を補完し、さらに充実した住民自治を実現するために、町民参画や協働の仕組みを定め、充実した質の高い住民自治を町政の基本としていくことを定めたものです。

【基本理念と役割等のイメージ】



～ 事例研究題材 ～

事業名	追分地区水道施設整備事業
町民参画の必要基準	条例第6条第1項第4号「大規模施設の整備計画（概ね5億円以上）」該当
町民参画手続	パブリックコメント（募集期間：6月8日～6月30日の3週間）
町民参画の結果	意見提出0件
情報共有の方法	平成27年4月～6月の3回特集記事を広報紙に掲載、町HPに掲載
事業費概要	27年度以降の事業費は7億3千4百万円、財源として7億円の借入金
その他	<p>3か月にわたり特集した記事の広報紙面を添付。</p> <p>特集「安平町の水道を知ろう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安平町の水道の現状（水道施設の建設年度、給水量、問題点など） ②安平町の水道料金体系 ③簡易水道の財政状況（地方公営企業会計により処理など） ④早来地区の水道整備（北進浄水場の取水量上乘せなど） ⑤追分地区の水道整備（新整備後は膜ろ過方式を採用など） ⑥今後の予定事業実施による財政負担 ⑦水道会計の借金 ⑧上水道の創設（28年度松に簡易水道から上水道へ移行など） ⑨パブリックコメントの募集について

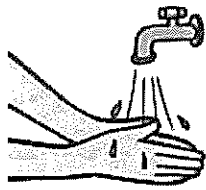


日ごろ何気なく使っている水。
生活するためには欠かせないライフラインのひとつですね。
安平町に住む私たちの生活・仕事に必要な水が、どのような
施設で管理され、どのくらいの経費がかかっているか、今月
号から3回にわたって「安平町の水道」について紹介します。

安平町の水道の現状

安平町には、早来地区簡易水道、追分本町地区簡易水道、明春辺地区簡易水道の「三つの町が経営する水道」と、追分地区飲雑用水道、早来地区雑用水道の二つの任意組合が運営する水道、さらに、富岡の臨空工業団地だけに給水する「富岡地区専用水道」があります。町では、追分地区の水道施設の老朽化に伴い、追分地区の水道施設整備を計画していることから、安平町住民参画推進条例第7条の規程に基づく町民参画手続き、その計画内容を町民の皆さんにお知らせし、ご意見を伺いたいと考えています。

安平町の水道は、給水する区域に応じて次のように整備されていますが、水道未普及地域も多くあり、その解消が課題となっています。



◆早来地区の水道

早来地区 簡易水道	[計画給水人口 5,000 人 / 1 日最大給水量 1,900 m ³ ・昭和 51 年度建設] ・給水区域：臨空工業団地、早来瑞穂・緑丘・守田・源武の一部を除く旧早来町の行政区域。 ・河川表流水を水源とする北進浄水場（能力 1,000 m ³ /日）と地下水を水源とする富岡浄水場（能力 900 m ³ /日）で水道水を作っています。※富岡浄水場は井戸の揚水量が減少しているのが課題
早来地区 雑用水道	[1 日最大給水量 480 m ³ ・昭和 47 年国営農地開発事業により建設] ・給水区域：遠浅、早来富岡の一部 ・任意組合から町が管理受託していますが、施設の老朽化に伴い、平成 29 年度までに早来地区簡易水道からの給水に切り替え、施設は廃止する予定。

◆追分地区の水道

追分本町地区 簡易水道	[計画給水人口 3,820 人 / 1 日最大給水量 1,300 m ³ ・昭和 53 年度建設] ・給水区域：追分市街のほか、追分緑が丘・豊栄・弥生の一部。 ・河川表流水を水源とする追分本町浄水場（能力 1,300 m ³ /日）で水道水を作っていますが、建設時から浄水処理における基幹的施設の改良がなされていないことから、融雪期や降雨時等に浄水処理が困難です。
明春辺地区 簡易水道	[計画給水人口 130 人 / 1 日最大給水量 170 m ³ ・平成 15 年度] ・給水区域：追分弥生、追分春日の一部 ・地下水を水源とする明春辺浄水場（能力 170 m ³ /日）で水道水を作っています。原水中に鉄・マンガンが多く含まれており、浄水処理に経費を要する施設です。
追分地区 飲雑用水道	[給水人口 235 人 / 1 日最大給水量 248 m ³ ・昭和 48 年国営農地開発事業により建設] ・給水区域：追分美園・向陽・春日、追分旭の一部 ・飲雑用水道浄水場（能力 248 m ³ /日）で水道水を作っています。浄水処理の方法は、原水水質が良好な場合に用いられる緩速ろ過方式で、融雪期や降雨時等に浄水処理に課題があります。

平成 27 年 4 月 1 日から、追分地区の二つの簡易水道と飲雑用水道を統合して、「追分地区簡易水道」としてはいますが、各施設はそれぞれに運転しています。

安平町の水道料金体系

他市町村から安平町に転入された方は、「安平町の水道料金は高い」と驚かれます。

水道事業は地方公営企業として、「独立採算」が求められ、水道料金もそれぞれの市町村の会計状況などで独自に決められています。

安平町の水道も地区ごとで料金体系が異なっています

簡易水道の財政状況

安平町の簡易水道事業は、平成24年度から地方公営企業法の財務会計を任意適用しています。他の会計で行っている「官庁会計」から「地方公営企業会計」に移行していますが、平成24、25年度の決算における損益計算の概要は左表のとおりです。

簡易水道の財政状況

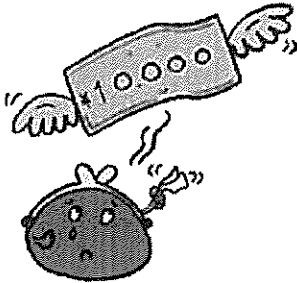
		平成24年度	平成25年度
営業収益	a	175,510円	173,106円
営業費用	b	262,711円	264,655円
(営業費用の内減価償却額)		133,529円	135,798円
営業損失金額	c=a-b	87,201円	91,549円
営業外収益	d	28,975円	30,286円
営業外費用	e	36,862円	35,398円
経常損失金額	f=c+(d-e)	95,088円	96,661円
特別損失			65円
当年度純損失金額		95,088円	96,726円
当年度未処理欠損金		95,088円	191,814円

今回は、地区別の水道整備事業の概要についてお知らせします。

水道整備に要する事業費は、「安平町町民参画推進条例」第6条第1項第4号に規定する「大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」に該当するもので、広報を活用し町民の皆さんに事業の概要を説明した後、住民意見募集の実施について、お知らせする予定です。

安平町の水道事業は、「利益」を出すことなく「損失」での事業経営となっています。損失額は、減価償却費より少額であることから、現金支出がある訳ではありませんが、本来は「内部留保金」となる将来に備えるべき資金が不足しています。

が、平成28年度に「簡易水道」から「上水道」に移行した後は、料金の統一が必要になります。



(1) 簡易水道の料金 (平成27年4月1日現在)

	基本水量	基本料金	追加料金	10 m ³ 使用計算
早来地区簡易水道	8 m ³	2,340円	270円	2,880円
追分本町地区簡易水道	8 m ³	1,910円	216円	2,340円
明春辺地区簡易水道	8 m ³	1,910円	216円	2,340円

※用途が「家庭用」口径13mmの水道メーターの場合で、税込み額

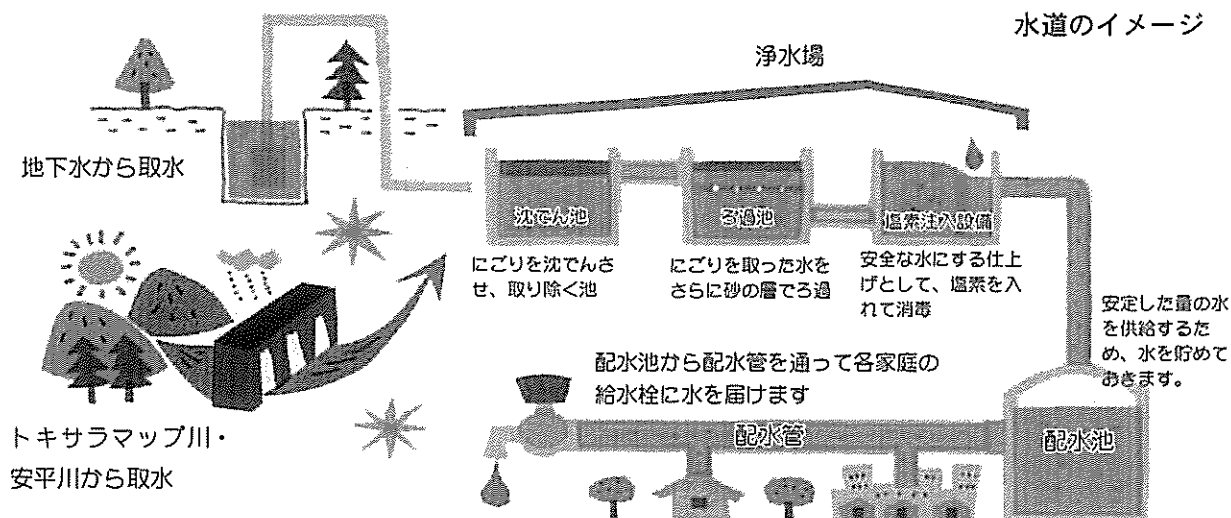
(2) 飲雑用水道の料金 (平成27年4月1日現在)

	基本水量	基本料金	追加料金	100 m ³ 使用計算
追分地区飲雑用水道	なし	なし	150円	15,000円
早来地区雑用水道	70 m ³	6,300円	90円	9,000円

私たちの生活に欠かせない水はどこからくるんだろう？

安平町の水道水は、町内を流れるトキサラマップ川や安平川、地下水を水源とし、各地区にある浄水場で不純物や細菌などが取り除かれ、おいしく安全な水となって各家庭に配水されています。

皆さんにおいしく安全な水を届けるため、町が進める水道整備について紹介します。



地下水や川から取水したばかりの水は、浄水場できれいになるまで浄水処理をしてるんだよ。

みんなのお家に行くまでの道のりは、と～っても長いんだ。



早来地区の配水管は全長約 123 km で、早来から登別市までの距離に相当します。

富岡浄水場の給水区域：安平、東早来、早来緑丘・北進・大町・富岡・新栄・源武、遠浅

北進浄水場の給水区域：上記に加えて早来栄町・大町・北町

追分地区の配水管は全長約 84 km で、追分から札幌市までの距離に相当します。

明春辺浄水場の給水区域：追分弥生・春日

追分浄水場の給水区域：追分本町・若草・中央・白樺・青葉・花園・柏が丘・緑が丘・豊栄・弥生

※各浄水場の給水区域は、一部区域を含みます。

早来地区の水道整備

富岡浄水場は、井戸の揚水量が減少しているのに加え、水質的にも硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素量が水質基準値（リットル中10mg）に対し7mg程度となつているため、北進浄水場の水道水と混合して3割程度にして給水しています。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の増加は、化学肥料等が主な原因となつているようですが、富岡浄水場の建設位置では、その解消は困難と考えています。

そこで、トキサラマップ川を水源とする北進浄水場の水量調査を北海道に依頼して、取水量の上乗せが可能か調査してもらいました。

結果、現在の一日の取水量1,000m³に400m³の上乗せが可能との調査報告を受け、平成28年度に国の補助事業（補助率4分の1）を活用して事業費約4千8百万円で浄水処理施設を改修する計画をしています。

また、遠浅、富岡の一部農家地区に現在も給水している「早来地区雑用水道」は、平成29年度までに全戸を簡易水道に切替える予定で、それまでの間には、農業に配慮した安平町の統一水道料金体系を確立します。

水質検査はね、水道法で決められている検査で、一般細菌や大腸菌群など51種類もの検査項目があるんだ。国の指定を受けた専門機関が実施しているんだよ。



追分地区の水道整備

① 追分本町地区簡易水道事業

既存浄水場の浄水処理方法は、早來地区の北進浄水場と同様の「急速ろ過方式」ですが、ろ過施設が小規模であるため、特に融雪期や大雨時に適正な浄水処理が困難になります。

平成15年度から国の補助事業で非常用発電機、送水ポンプや薬品注入設備等を改修してきましたが、浄水処理施設は未整備であるため、平成27年度以降に国庫補助事業で整備します。

整備の概要は左表のとおりです。施設の最大の特徴は、浄水処理方法に「膜ろ過方式」を採用することで、濁度、細菌、原虫などをほぼ100%除去できます。

追分地区水道施設等整備 統合簡水事業概要

【事業概要】 追分浄水場整備（膜ろ過施設増設、既存急速ろ過設備改修）、取水施設新設（道営事業アロケ）、導水管（1,800m）更新
事業期間：平成24年度～32年度
【事業費】 約843百万円
財源：国庫補助 175百万円
水道会計負担 668百万円
（うち企業債 664百万円）
※事業名、事業費等は変更することがあります。
※平成24年度から26年度は基本計画や水道事業認可変更等に要した経費。

② 明春辺地区簡易水道事業

明春辺浄水場は地下水を水源とし、平成14年度に道営事業で整備した施設です。整備当初から水質に課題があり、特に鉄・マンガンの含有量が悪化の傾向にあります。この地区は、追分本町地区簡易水道事業からの給水が可能なため、平成27年度中に追分本町地区からの給水に切り替え、浄水場等の施設は予備施設として休止します。

③ 追分地区飲雑用水道事業

道営農地整備事業追分地区で整備することが決定しています。現在の開パ浄水場に隣接して、膜ろ過方式の浄水場を建設し、配水池改修、配水管更新を計画しています。

追分地区道営農地整備水道施設 整備事業概要

(1)道営農地整備事業のうち水道整備事業
【事業概要】 取水施設（国庫補助アロケ）、導水・浄水・送配水施設の更新等（配水管延長26km）
事業期間：平成24年度～32年度
【事業費】 約1,370百万円
財源：町負担20% 274百万円
(2)追分地区水道施設整備区域拡張事業
【事業概要】 配水管整備（上記道営事業の末端整備）
【事業費】 45百万円
財源：国 18百万円、水道会計負担27百万円（うち企業債27百万円）
※事業名、事業費等は変更することがあります。
※平成24年度から26年度は基本計画や水道事業認可変更等に要した経費。

財政負担

安平町の水道事業が平成27年度以降に実施する大型の施設整備に要する事業の会計負担は、約734百万円ですが、その財源として約7億円の企業債発行（借入金）を計画しています。

※企業債は、一般市場の金利より低率で借り入れることができ、償還期間も40年間と長期で償還していきます。（仮に7億円を単年度に借り入れ、その貸し付け条件を利率1.3%、償還期間40年とすると、単年度の元利償還金は約25百万円になります。）

この記事は、「安平町町民参画推進条例」に基づき、町民参画の手法としてパブリック・コメントを実施するものです。詳しくは、広報あびら6月号でお知らせします。

また、広報あびら4月号に掲載した「簡易水道の財政状況」（3ページ）で、表中の金額表示に誤りがありました。

お詫びし、次のとおり訂正します。

【正】単位：千円

(単位：百万円)

地区別簡易水道事業	事業費	補助金等	一般会計	水道会計
早來地区	48	9	-	39
追分地区 (道営事業を除く)	2,258 (888)	1,289 (193)	274 (0)	695 (695)
合計(道営事業を除く)	936	202	0	734

この記事に関するお問い合わせは、水道課（☎2730）まで

広報あびら4月号から連載してきた「安平町の水道を知ろう」は、今回で最終回となりました。

5月号の財政負担で示した安平町の水道会計で、平成27年度以降に実施する大型の施設整備事業費は約7億3千4百万円ですが、その財源として約7億円の企業債発行（借入金）を計画しています。事業実施にあたり、長期的な企業債の状況を検討しましたのでお知らせします。

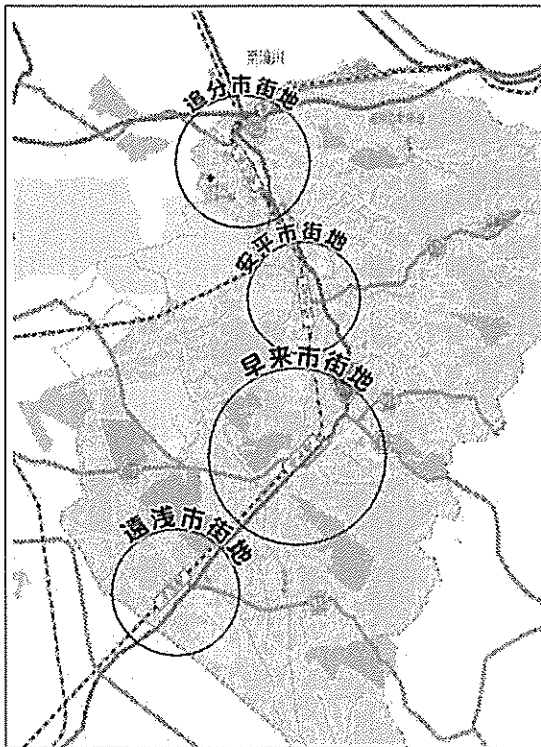
水道会計の借金（企業債残高）

早来地区は、市街地が3箇所に分
散し、その周辺に農家が散在してい
ます。

このため早来地区簡易水道の事業
運営は、常に給水範囲を拡張する必
要があることから、水道施設の拡充
と配水管を延長しています。（国庫
補助金以外の財源は企業債を充当）

追分地区は、早来地区に比べ市街
地がコンパクトにまとまっているこ
とから、投資事業を継続する必要は
なかったため借金は抑えられていま
す。

両地区の単年度の企業債償還額は
下表のとおりです。



単年度の企業債償還額（単位：百万円）

	早来地区	追分地区	合計
H26	83	31	114
H27	86	30	116
H28	87	28	115
H29	89	28	117
H30	90	27	117
H35	83	17	100
H40	18	13	31

※平成25年度の借入金までを計算

早来地区簡易水道は、過去に実施した事業規模が大きいため平成25年度末の企業債残高が元金約9億7千2百万円、平成26年度の単年度償還額も元利で約8千3百万円です。ただし、現時点では、平成29年度以降に予定する大型事業はないことから、平成30年度の償還額約9千万円をピークに減少し、平成40年度には約1千8百万円になります。

追分地区は、事業創設から平成15年度に着手した追分地区水道基幹改良事業までの間、大きな事業を必要としなかったことから、平成25年度末の企業債残高は、元金約3億3千3百万円、平成26年度の償還金は元利で約3千1百万円になります。

しかし、平成27年度からの大型事業により、平成28年度に約7億円の企業債を発行すると据置期間が終了し、元金支払いとなる平成34年度以降、単年度償還金は約2千5百万円上乘せとなり、平成34年度は約1億3千万円の償還額となり、償還ピークが表の平成30年度からは、後年度に先送りされます。

この大型事業により、平成34年度から36年度までの3年間は、1億円を超える単年度償還額となりますが、平成37年度は償還額が約7千3百万円になるため、以降の水道会計の運営は比較的安定することが予測されます。

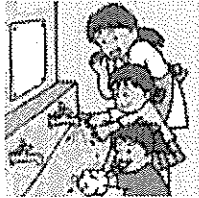
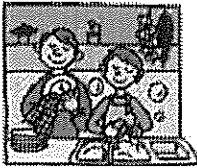
上水道の創設

平成19年度に国の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱が「一つの地方公共団体で統合できる水道事業は、統合しなければ国庫補助の対象としない。」と改正され、安平町では、合併前から継続していた補助事業を完遂するため、補助事業を継続して水道事業を統合することにしました。

水道事業は、水道法で計画給水人口により左表のとおり分類されているため、旧町の水道事業を統合すると「上水道」にあてはまることになり、地方営企業法が適用され、今まで以上に「独立採算」が求められます。

表【水道法による分類】

計画給水人口 5,001 人以上	上下水道
計画給水人口 5,000 人以下	簡易水道



上水道の創設は、平成28年度末が期限となつていことから、平成28年度中に簡易水道としての最後の補助事業を実施し、年度末に上水道に移行する予定です。

上水道は、安平町の全域を給水区域とするため、同一の給水区域内で料金格差があつてはならないので、水道料金の改正が必要となつてきます。

水道料金の改正は、皆さんにお知らせできる段階で、再度町民参画の機会を設ける予定です。

皆さんのご意見を
お寄せください

広報あびら4月号から3回にわたり、特集「安平町の水道を知ろう！」を掲載してきました。

この水道整備事業は、安平町町民参画推進条例第6条第1項第4号に規定する「大規模な町の施設の設定に係る計画等の策定又は変更」に該当することから、下記のとおりパブリックコメントを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。



水道施設等の整備計画に関する意見を募集します

募集要領

意見を募集しようとする事業 追分地区水道施設整備事業

※この事業に関する資料は、町ホームページで閲覧できます。

意見の提出方法及び場所 任意の様式により以下のいずれかの方法で提出してください。

- ①持参する場合：水道課（早来庁舎）、健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）
- ②郵送の場合：水道課水道グループ（〒059-1595 安平町早来大町95番地）
- ③ファクシミリの場合：水道課（早来庁舎）FAX 023006
- ④電子メールの場合：任意の様式を添付またはメール本文により水道課水道グループへ送信
(s1suidou@town.abira.lg.jp)

ご意見を正確に把握するため、お電話での受け付けはいたしません。

募集期間 6月8日(月)～30日(火)

対象者 ①町内に居住又は通勤・通学している方

②町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他団体

意見の取扱い 提出いただいたご意見は、事業実施の参考とさせていただくとともに、その概要、それに対する町の考え方等を町ホームページ等で公表します。

問合せ 水道課水道グループ ☎02730

安平町水道整備概要（案）

1. 現 状

○ 早来地区

早来地区の水道施設のひとつである、富岡浄水場は、井戸の揚水量が減少しているのに加え、水質的にも硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素量が多いため、北進浄水場の水道水と混合して水道基準値の3割程度として給水しています。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の増加は、化学肥料等が主な原因となっているようなので、富岡浄水場の建設位置では、その解消は困難と考えています。

○ 追分地区

追分地区の既設浄水場の浄水処理は、「急速ろ過方式」ですが、ろ過施設が小規模であり、水源が安平川のため特に融雪時や大雨時等に適正な浄水処理が困難になります。

明春辺浄水場は地下水を水源としていますが、建設当時より水質に問題があり、現在では、特に鉄・マンガンの含有量が悪化の傾向にあります。

2. 整備計画

○ 早来地区

北進浄水場はトキサラマップ川を水源としており、以前水量調査を北海道に依頼し、現在の取水量 1,000m³/日のところ更に400m³/日の取水が可能との調査結果を受けたことにより、平成 28 年度より北進浄水場浄水施設の改修を行います。

○ 追分地区

追分浄水場は融雪時や大雨時等の高濁度水源に対応出来る浄水方法として、「膜ろ過方式」を検討し施設改修を行います。

明春辺地区は追分浄水場からの水供給が可能な事から、平成 27 年度中に明春辺浄水場の運転を休止し予備施設とします。

また、追分地区農村地域（追分旭、追分向陽、追分美園）については、平成 27 年度より追分地区の簡易水道事業区域に含め、道営事業により水道施設の整備を行います。

3. 効果等

○ 早来地区

北進浄水場の改修により、富岡浄水場の浄水処理水量を抑えることが可能となり、富岡浄水場の経費抑制が見込まれる。また、今後安定した取水により更なる安心・安定した水供給が図られる。

○ 追分地区

追分浄水場の浄水処理方式変更及び明春辺浄水場の運転休止により、早来地区同様経費の抑制が見込まれます。また今後更なる安心・安定した水供給が図られる。

安平町水道整備費内訳

早来地区水道施設整備費内訳

単位:千円

	事業費	財 源 内 訳			備 考
		国庫補助金	企業債	簡 水	
実施設計・認可変更	10,206			10,206	H27～H28年度
北進浄水場改修事業	37,609	9,402	28,200	7	H28年度
事業費合計	47,815	9,402	28,200	10,213	

追分地区水道施設整備費内訳

単位:千円

	事業費	財 源 内 訳			備 考
		国庫補助金	企業債	簡 水	
基本設計・認可変更	23,603			23,603	H24～H26年度
追分浄水場改修事業	655,400	163,850	491,500	50	H28年度
導水管路事業	82,600	4,243	78,300	57	H27～H29年度
取水施設改修事業	80,934	6,651	74,200	83	H28年度
道営単独配水管路事業	45,466	18,187	27,200	79	H30～H32年度
事業費合計	888,003	192,931	671,200	23,872	

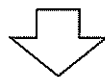
水道施設整備費合計

単位:千円

	事業費	財 源 内 訳			備 考
		国庫補助金	企業債	簡 水	
合 計	935,818	202,333	699,400	34,085	

グループワークのルール 5つ

1. 机の上にある大きな紙は、発言メモ用に自由に書いて構いません。
自分の感想や意見を中心にメモしてください。マジックの色は好きなものをどうぞ。
2. ワークの流れ
話題提示→紙に自分の意見をメモ→グループ討議→全体共有(発表)
話の促進役を質問攻めにして答弁に終始することがないように、グループの皆さんで話の輪がまわるように協力してください。
3. 一人ひとりが発言時間を守る努力をしてください。限られた時間内に、多くの方に発言していただきたいからです。
4. 他の方の発言を否定して自分の発言を終えることはしないでください。次の発言がしにくくなります。
考えが合わないときは、「あなたはこう言っていますが、私はこう思います。」というように対案を示したり、「あなたの意見にこう加えたらもっと良いと思います。」というように意見を追加するようにしてください。
5. それぞれ、話題に応じて話す時間を決めますが、グループとしての結論を焦らないでください。
時間内にグループとしての結論を一つに絞れなくても結構です。こんな意見があった、最後の方にはこんな意見が大勢を占めましたというところまで行けたら十分に捉えてください。終わりの時間が来て、どうしてももう少し議論したいときは、申し出てください。



本日のグループワークの基本テーマ

「まちづくりにおいて、情報共有と町民参画を進展させるには」

一つ目の討議テーマは、

「水道施設整備計画(案)の町民参画手続の方法や結果を見て、
どう感じますか？ 感想をお話ください。」